

事務連絡
平成30年11月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

韓国の卵に係る残留農薬等の基準について

日本から韓国へ輸出される殻付き家きん卵については、「対韓国輸出殻付き家きん卵の取扱いについて」（11月27日付生食発1127第1号）によりお伝えしたところですが、同通知別紙「対韓国輸出殻付き家きん卵の取扱要綱」3（2）エに規定する標記について、別添のとおりお知らせしますので、ご了知いただくとともに、関係事業者への周知等をお願いします。